

No.	質問	回答
1	介護支援専門員実務研修受講試験の受験費用は補助の対象となるか。	受講試験に関する費用は対象外です。
2	研修会場への交通費は補助の対象となるか。	対象研修の受講料以外の費用は補助の対象外です。
3	現在、市内の介護施設・事業所に従事しているが介護支援専門員の業務には就いていない者が対象研修を受講した場合、補助の対象となるか。	対象となります。現在の職務内容は問いません。
4	交付申請兼実績報告の際の提出書類とされている『研修を修了したことのわかる書類』は、何を提出すればよいか。	研修実施機関が受講者に交付した修了証の写し等を提出してください。
5	交付申請兼実績報告の際の提出書類とされている『事業内容とその経費がわかる書類』は、何を提出すればよいか。	研修実施機関が発行した受講の案内（研修実施機関名、研修日程、費用、受講料振込先等が記載されたもの）を提出してください。
6	交付申請兼実績報告の際の提出書類とされている『対象費用を補助対象事業者が支出したことを証明する書類』は、何を提出すればよいか。	<p>〈ケース1〉  <u>介護施設・事業所（申請者/補助対象事業者）が研修実施機関に受講料を支払った場合</u>          ・ATM利用明細の写し、通帳の写し等</p> <p>〈ケース2〉  <u>受講者が研修実施機関に受講料を立替払いした後、介護施設・事業所（申請者/補助対象事業者）が受講者に受講料を支払った場合</u>          以下のいずれも提出してください。</p> <p>a.受講者が研修実施機関に受講料を支払ったことがわかる記録（ATM利用明細の写し、通帳の写し等）</p> <p>b.介護施設・事業所（申請者/補助対象事業者）が受講者に受講料を支払ったことがわかる記録（ATM利用明細の写し、通帳の写し等）</p> <p><u>※通帳の写しを提出する場合は、通帳表紙、通帳表紙の裏面・支出の事実が記載された通帳の該当ページの写しを提出してください。</u></p>
7	昨年度に修了した研修の受講料について、今年度の申請の対象となるか。	研修の修了日が補助金の交付を申請する年度に属するものに限るため、申請の対象外です。
8	他県で受講した研修の受講料について、申請の対象となるか。	愛知県内で実施された研修に限るため、対象外です。
9		
10		